

「職業訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」

趣旨

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、**離職者訓練の受講者**に対する生活保障を実施する。

要件

①貸付要件

所得が200万円以下の「離職者訓練」受講者のうち、雇用保険等の受給資格を有さない者

②貸付額

- ・扶養家族を有しない者：100,000円（ジョブカードシステム制度における委託型訓練を受講する者については、本人の希望により46,200円または100,000円）
- ・扶養家族を有する者：120,000円

③返還免除要件

次の要件のどちらも満たすもの

- (i) 主たる生計者
- (ii) 訓練を適切に修了（「出席率8割以上」及び「訓練の評価が一定以上」）

【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円